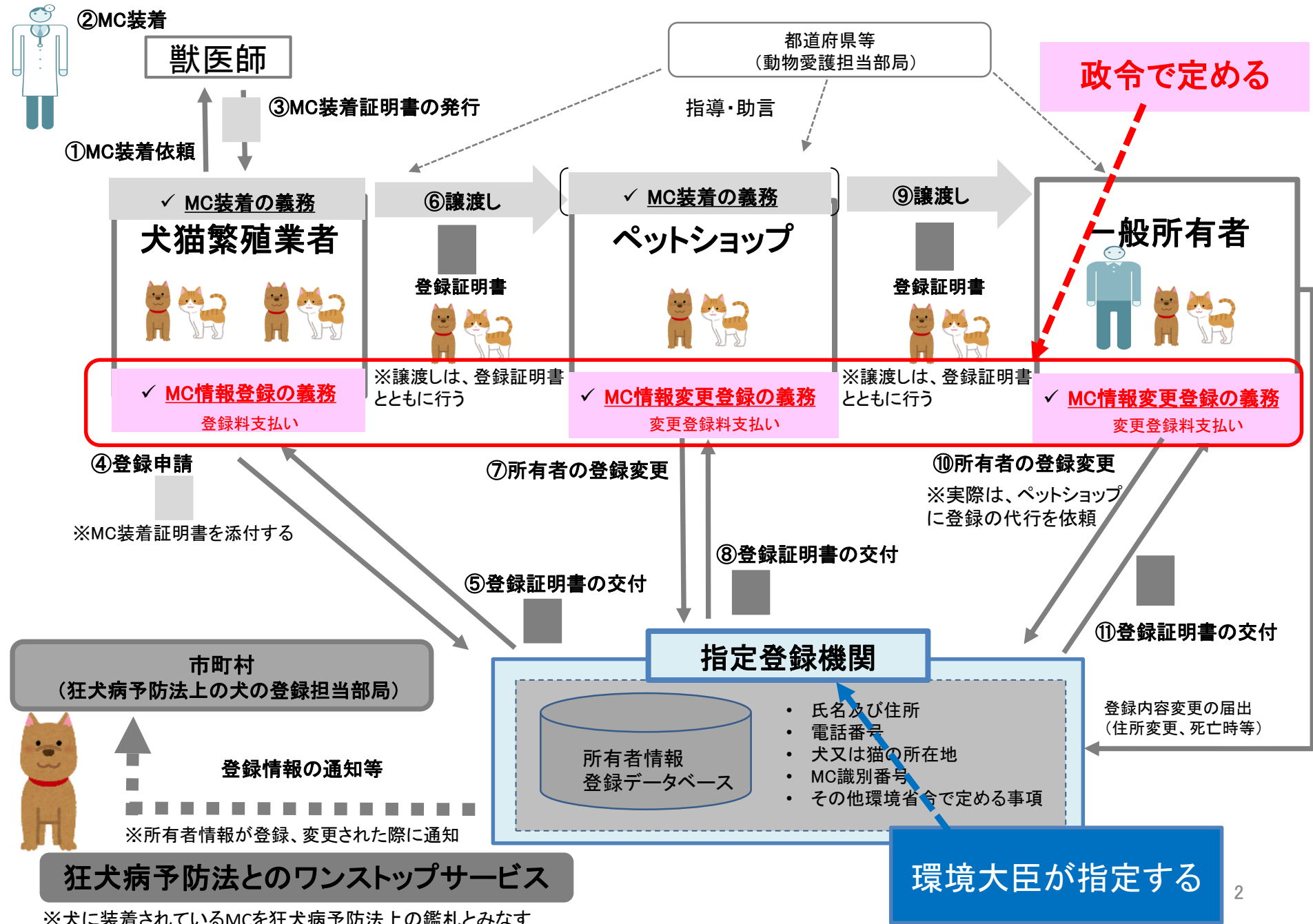


指定登録機関の指定に関する検討について

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

手数料設定の考え方について

1. 背景・趣旨

- 令和元年6月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号、以下「法」という。）において、販売される犬及び猫についてマイクロチップの装着、所有者情報の登録等の義務化がなされた。
- 法第39条の25において、1）登録を受けようとする者、2）登録証明書の再交付を受けようとする者、3）変更登録を受けようとする者は、**実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関）に納めなければならない**とされている。なお、これらの指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする旨が規定されている。

2. 手数料設定の考え方について

手数料設定に当たっては、以下を考慮して検討する。

- (1) マイクロチップ装着、登録等の義務化の趣旨に鑑み、所有者情報の登録、変更登録が適切かつ確実に実施されるための**実費を勘案した額を設定**する。
- (2) 登録等を行う者の受益するサービスは、機関数の多寡に左右されないことから、受益者負担として適切な範囲で、**1個体の登録に要する一連の手数料の合計が社会的に許容される、できるだけ安価な額**となるように設定する。
- (3) 諸費用の算出に当たっては、犬猫の流通実態を鑑み、想定される年間登録件数、変更登録件数を算出の上、検討を行う。
- (4) 登録関係事務、マイクロチップ装着義務化の趣旨を踏まえると、登録関係事務のほか、逸走情報検索、普及啓発等に必要なる諸費用を算出し、**指定登録機関の運営が適切になされる範囲でできるだけ安価な額**とする。
＜算出する諸費用（例）＞
 - 登録関係事務、逸走情報検索等に係る費用
 - システム運営及び改修維持に関する費用
 - 個人情報保護及び情報セキュリティに関する費用
 - 普及啓発、リーダー等整備に関する費用
 - 問合せへの対応その他登録関係事務等に付随する費用
- (5) 実費を勘案して決定する必要があることから、今後、指定登録機関が指定された後に、詳細を精査し、必要な手続きを経て手数料を定めるものとする。

マイクロチップ指定登録機関の指定

第三十九条の十

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者(指定登録機関)に、環境大臣の事務(登録関係事務)を行わせることができる。

環境大臣

②適合性を確認し、指定

④登録関係事務規程等を確認し、認可

⑤実務内容の監督等

- 指定機関への監督命令
- 報告徴収
- 立入検査
- 指定の取消 等

①指定の申請

指定登録機関

- 登録関係事務の実施に関する計画が適切であること
- 経理的・技術的な基礎を有すること
- 一般社団法人又は一般財団法人であること
- 登録関係事務を公正に実施することができること 等

③登録関係事務規程等の作成・提出

- 登録関係事務規程の作成
- 事業計画、収支予算の作成(毎年度)

【実務内容】

- 情報の登録
- 情報の登録変更
- 犬登録時の自治体への通知 等

遵守事項

- 秘密保持義務
- 帳簿の備付け、保存 等

※複数機関の指定も可能。
(その場合、各指定登録機関間の相互連携を図ることとしている。)

指定登録機関の指定要件について ①

1. スケジュール、公募方法等

- 「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令」（以下「指定登録機関に関する省令」という。）については、来年1月以降にパブリックコメントを実施し、公布・施行することとしている。
- 上記省令を公布・施行後、指定登録機関については1ヶ月程度の公募期間を設け、提出された資料について審査の上、適切な者を指定する。
- 指定登録機関の指定に当たっては、環境省が公募要領を公表する。指定を受けようとする者は、指定された期間にその方法により、必要な書類を添付した上で申請を行う。

2. 指定登録機関指定の要件（例）

指定要件については、動物愛護管理法に規定する要件、指定登録機関に関する省令で定める申請に必要な事項に加え、以下の項目等について詳細を定め、それらが**確実に満たされていることを確認できる資料の提出を求める**（要件は制度設計、環境省データベース構築の結果等により、今後追加される場合がある。）。

- (1) 登録、変更登録、登録証明書発行等の登録関係事務その他必要な事項について、各利用者の利便性の担保のため、適切かつ滞りなく実施するために**必要な体制を整備し、確実に実施**する必要がある。

<登録について>

犬及び猫の流通実態に即した対応が必要であることから、登録関係事務については**原則としてオンラインでの対応**とする。また、指定登録機関となる者は、ブリーダーやペットショップ、一般の飼い主等、**全国すべての所有者から犬及び猫の登録申請に速やかに登録等できる体制を整える**必要がある。

- 指定登録機関が構築する指定登録機関のシステム（以下「指定登録機関システム」という。）のサービス提供時間は原則365日、24時間とすること。
- 登録関係事務等に必要な施設・設備等や組織・人員・職員等が確保されること。

指定登録機関の指定要件について ②

<指定登録機関システムについて>

指定登録機関システムは、一般の利用者が使用するものであることから、**高い使い勝手(UI/UX)を実現するもの**でなければならない。なお、オフラインの申請についても対応する必要がある。

- ・ 指定登録機関システムを適切に構築、保守運用するための人的、経済的基盤が確保されていること。
- ・ 指定登録機関システムについては、公募要領に添付する要件定義書に従い、求められる開発要件（情報セキュリティ、個人情報保護対策等を含む。）を満たした上で構築すること。

<マイクロチップ登録手数料の収納について>

利用者の利便性を考慮しつつ、**マイクロチップ登録等手数料の収納を適切かつ確実に行うもの**とする。狂犬病予防法の特例措置に関しては、各市町村の特例措置参加の意思確認を実施の上、市町村長からの求めに応じて、狂犬病予防法上の犬の**登録手数料の収納の代行が担える用意を行う**こと。収納に当たっては、**各基礎自治体とは個別に必要な調整を行う**必要がある。

- ・ マイクロチップ登録等手数料の収納については、原則として電子決済とする。

<公共機関からの問合せ等について>

行政機関の業務の適切な遂行に寄与するため、ブリーダー、ペットショップ等の第一種動物取扱業者を指導監督する都道府県・政令指定都市や、狂犬病予防法の特例措置に係る市町村その他環境省、警察等の**公共機関からの問合せ等に適切かつ確実に対応する**必要がある。

<普及啓発等について>

マイクロチップ装着義務化にあたり、**利用者への普及啓発、マイクロチップリーダーの配備等の必要な環境整備**を行う必要がある。

指定登録機関の指定要件について ③

- (2) 大規模な個人情報を取り扱うことから、**個人情報保護、情報セキュリティが適切かつ確実に担保され、継続的に維持されることを示す、客観的な保証が必要である。**
- 個人情報を適切に扱い、漏洩させないこと。万が一漏洩した場合は速やかに環境省に報告し、必要な対応を迅速にとること。
 - 個人情報保護に関する第三者認証（JIS Q 15001（プライバシーマーク））を取得していること。
 - 指定登録機関システムの構築を外部に委託する場合は、受託先が情報セキュリティに関する第三者認証（ISO/IEC27001(JIS Q 27001)）を取得していること。
 - なお、再委託（再々委託等を含む。）が行われる場合は、その委託先についても上記の要件を満たすこと。
 - 個人情報保護及び情報セキュリティに関し、指定登録機関において専門的な知識を有する人材が確保されていること。
 - 内閣サイバーセキュリティセンターが定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等の基準に準拠し、情報セキュリティ及び個人情報保護について、暗号化や監視体制、セキュリティオペレーションセンターの導入を含む必要な対策を取ること。
 - 施行までに情報セキュリティ及び個人情報保護の外部監査を受け、指摘された不適合を是正すること。なお、外部監査は申請者が自ら準備すること。
- (3) 個人情報は環境省データベースに保管される。原則として**指定登録機関による個人情報の保管、利活用は認められない。**
- (4) 国が整備する環境省データベースについて、**令和5年度以降は指定登録機関が保守・運用業務等を実施する体制を確保し、それに必要な費用は指定登録機関が負担すること。**
- (5) 指定登録機関が複数の者とされた場合においては、問合せ対応等の窓口事務の偏り等が生じ得ることから、手数料収入の分配や、環境省データベースの保守・運用に係る費用の負担割合等を**指定登録機関が自ら調整するなど、連携を行うための用意**を行う必要がある。
- (6) 現在、マイクロチップに係る民間団体の登録制度を利用している者に対し、**登録済みのデータについて環境省データベースへの移行の可能性について、調整**を行う必要がある。

(参考)政令・省令で定める事項

動物愛護及び管理に関する法律施行令(政令)

- 手数料(登録手数料、変更登録手数料、登録証明書の再交付手数料)
※指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする旨規定(法第39条の25)

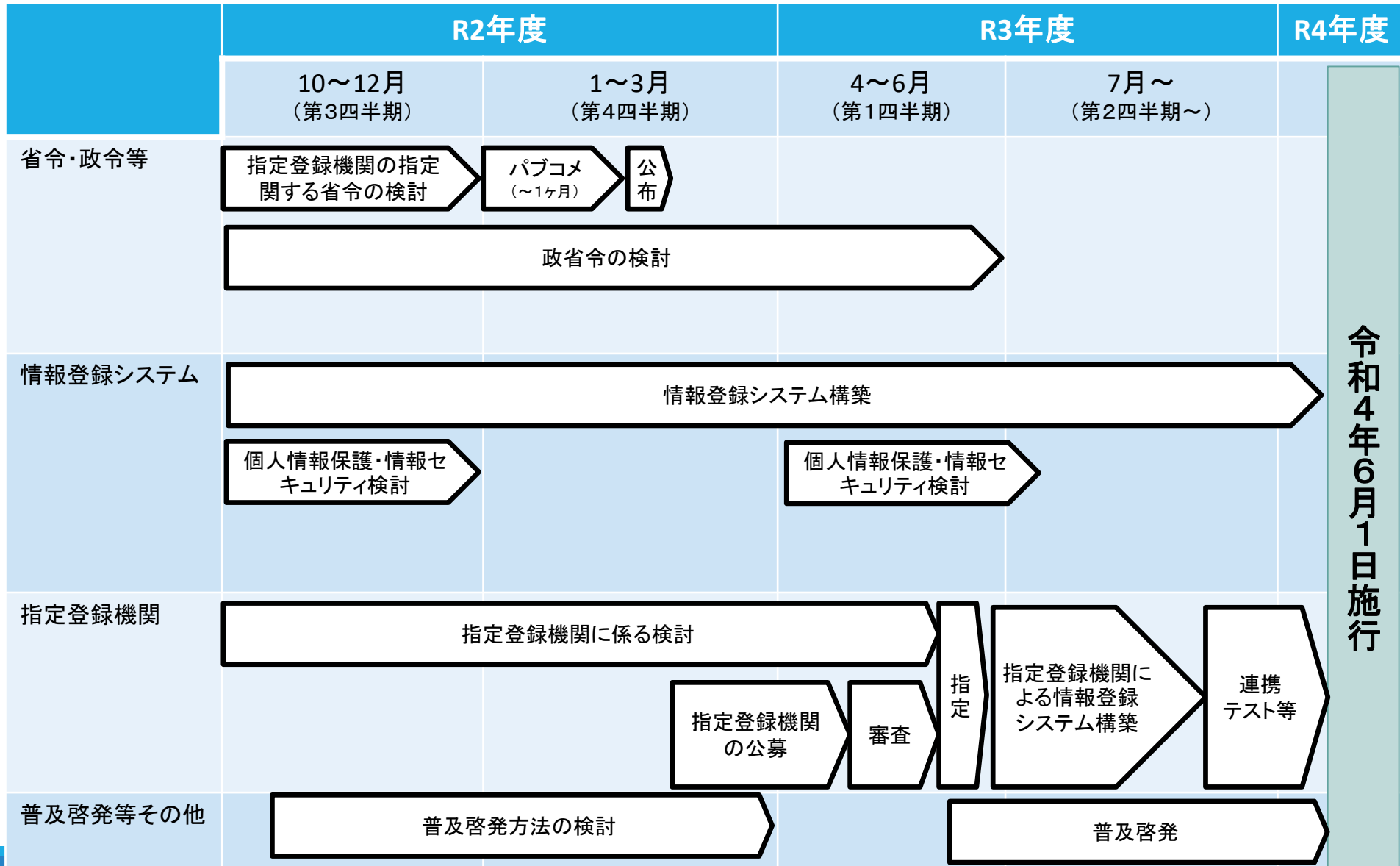
動物愛護及び管理に関する法律施行規則(省令)

- マイクロチップ[○]本体の基準
- マイクロチップ[○]装着義務の適用除外
- 登録、変更登録時の申請方法、登録内容等
- 装着証明書、登録証明書に記載する事項及びその様式
- マイクロチップ[○]取り外し禁止規定の適用除外
- 登録した日からの情報保存を行う期間
- 狂犬病予防法特例措置の申請方法、指定登録機関から自治体への通知内容 等

指定登録機関の指定に関する省令

- 指定の申請方法
- 指定登録機関の名称の変更等
- 役員[○]の選任及び解任に係る事項
- 事業計画／登録関係事務規定等の認可の申請及び記載事項
- 登録関係事務に関する帳簿の備付け
- 登録関係事務規定の休廃止許可申請等
- 登録関係事務の引き継ぎに係る事項 等

(参考) 当面の検討スケジュール(案)



令和4年6月1日施行